

令和6年1月31日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

令和5年(ネ)第3558号 損害賠償等請求控訴事件(原審・東京地方裁判所令和2年(ワ)第5801号)

口頭弁論終結の日 令和5年11月22日

5

判 決

東京都千代田区紀尾井町3番23号

控 訴 人 株式会社文藝春秋
(以下「控訴人文藝春秋」という。)

同代表者代表取締役 飯 窪 成 幸

10

控 訴 人 大 川 宏 洋
(以下「控訴人宏洋」という。)

控訴人ら訴訟代理人弁護士 喜 田 村 洋 一

同 藤 原 大 輔

15

東京都品川区東五反田一丁目2番38号

被 控 訴 人 幸 福 の 科 学

同代表者代表役員代務者 石 川 悦 男

同訴訟代理人弁護士 佐 藤 悠 人

同 水 谷 共 宏

20

同 近 藤 弘 成

同 宮 原 正 志

主 文

- 1 本件控訴をいずれも棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人らの負担とする。

25

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決中、控訴人ら敗訴部分をいずれも取り消す。
- 2 上記取消部分に係る被控訴人の請求をいずれも棄却する。

第2 事案の概要（以下、略語は、特に定めない限り、原判決の表記に従う。）

- 1 本件は、宗教法人である被控訴人が、控訴人文藝春秋の発行に係る週刊誌「週刊文春」（本件雑誌）2019年2月28日号に掲載された「大川隆法長男（29）独白6時間『清水富美加との“結婚強制”』」と題する記事（本件記事）によって被控訴人の社会的評価が低下し、損害を被ったとして、
(a)控訴人文藝春秋及び控訴人宏洋（被控訴人においてその開祖とされている大川隆法（大川総裁）の長男であり、上記の本件記事の掲載に先立ち、控訴人文藝春秋の記者による取材に応じた者）に対し、控訴人文藝春秋については使用者責任及び控訴人宏洋との共同不法行為による損害賠償請求権に基づき、控訴人宏洋については控訴人文藝春秋との共同不法行為による損害賠償請求権に基づき、損害金合計5500万円及びこれに対する訴状送達の日（控訴人文藝春秋については令和2年3月18日、控訴人宏洋については同月25日）から支払済みまで民法（平成29年法律第44号による改正前のもの）所定の年5分の割合による遅延損害金の連帯支払を求めるとともに、(b)控訴人文藝春秋に対し、民法723条に基づき、本件雑誌のいずれかの頁1面に原判決添付の「謝罪広告目録」（原判決34頁及び35頁）記載1の謝罪広告を同記載2(2)の条件により1回掲載することを求めた事案である。

原審は、上記(a)の損害賠償請求については、控訴人らに対して330万円及びこれに対する控訴人文藝春秋については令和2年3月18日から（ただし、控訴人宏洋との連帯の範囲は、同月25日から）、控訴人宏洋については同月25日から各支払済みまで年5分の割合による遅延損害金の連帯支払を求める限度で認容し、上記(b)の謝罪広告の掲載請求については、これを棄却した。

これに対し、控訴人らが、控訴した。

2 前提事実等

次のとおり補正するほか、原判決の「第2 事案の概要等」の2記載のとおりであるから、これを引用する。

- (1) 3頁5行目末尾に「なお、大川総裁は、原審口頭弁論終結後の令和5年3月2日に死亡した。」を加える。
- (2) 3頁15行目の「内容は、別紙2のとおりである。」を「体裁及び内容は、原判決添付の「甲第1号証」（原判決36頁から38頁まで）記載のとおりである。（甲1）」に改める。
- (3) 3頁24行目の「反論しました」の次に「。それでも父は『決まったことだから』、『あの富美加ちゃんだぞ』と全く取り合ってくれなかった」を加える。
- (4) 5頁16行目の「がない」を「が無い」に改める。

3 争点及び争点に関する当事者の主張

次のとおり補正し、当審における控訴人の補充主張の要旨を付加するほか、原判決の「第2 事案の概要等」の3から7まで記載のとおりであるから、これを引用する。

(1) 原判決の補正

- ア 5頁23行目の「、損害額及び謝罪広告の要否」を「及び損害額」に改める。
- イ 6頁4行目の「であると」の次に「いうことは、社会一般に」を、8行目の「建物」の次に「の写真」をそれぞれ加える。
- ウ 7頁10行目の「一般読者に」の次に「対し」を加え、13行目の「であり」を「であるとの印象を与え」に改める。
- エ 8頁2行目の「与える。」を「与え、」に改める。
- オ 9頁14行目の「との」の次に「間における」を加え、14、15行目の「やりとり」を「やり取り」に、19行目の「みられる」を「見られる」にそれぞれ改め、23行目の「なく」の次に「、本件記事によって

は」を加える。

カ 10頁22行目の「ので」の次に「被控訴人において清水を」を加える。

キ 11頁18行目の「からも」の次に「、本件記事が」を加える。

ク 12頁17行目の「言う」を「言ったりする」に改め、13頁6行目の「ともに、」の次に「大川総裁に」を加える。

ケ 13頁14行目の「降板したり、」の次に「清水が」を加え、同行目の「発表されるなど」を「発表されたり」に改める。

コ 14頁8行目の「また」の次に「、控訴人宏洋は」を加え、12行目の「引越し」を「引っ越し」に、19行目の「次男」を「二男」に、22行目の「次女」を「二女」にそれぞれ改める。

サ 15頁3行目の「被告宏洋の」を「控訴人宏洋との間における」に改める。

シ 16頁8行目の「平成29年」を「同年」に改める。

ス 19頁22行目の「、損害額及び謝罪広告の要否」を「及び損害額」に改める。

セ 20頁5行目の「悪化させ、」の次に「被控訴人に対して」を加える。

ソ 21頁7行目冒頭から15行目末尾までを削る。

(2) 当審における控訴人の補充主張の要旨

ア 争点1（本件各記載による被控訴人の社会的評価の低下の有無）について

(ア) 宗教団体の名誉が侵害されたかどうかは、主としてその教義、儀式や行事、信者の教化育成の手法・方針に対する非難によって、宗教団体としての社会的評価が低下したか否かによって判断されるべきものであり、それ以外の事項に対する非難がされたことによる名誉侵害が成立するかどうかは、それらの事項が当該宗教団体の教義、儀式や行事、信者の教

化育成の手法・方針と密接に結びつくものかどうかを判断し、それらの事項に対する非難が当該宗教団体に対する非難と同視すべきものであり、当該宗教団体自体の社会的評価を低下させるものといえるかどうかによって判断されるべきである。

5 (イ) a 記載 1 は、控訴人宏洋の結婚に関する大川総裁の言動を報じるものであるところ、仮に、記載 1 を読んだ一般の読者が「大川総裁は、単に結婚相手を推薦するにとどまらず、子供の結婚に関する自由意思に反してでも特定の相手と結婚させようとしたとの印象」（原判決 25 頁）を抱くとしても、そのような大川総裁の言動は、一般の読者には、
10 大川総裁と控訴人宏洋という特定の家族間でされたものであると理解されるにとどまる。本件記事には、これを超えて、大川総裁がそのような結婚方法をもって信者一般を教化しているとか、被控訴人の信者である親子間においても同様の結婚方法が一般的にされているなどと理解される記述は存在しない。また、自分の息子の結婚について親としてどのように考えているかということは、被控訴人の教義儀式や行事の内容、あるいは信者の教化育成の手法・方針と密接に関連するものであるとは理解されない。

15 b 記載 2 は、清水の出家等の経緯を報じるものであるところ、仮に、記載 2 を読んだ一般の読者が「大川総裁が、自分の息子と結婚させるため、周囲の者に迷惑をかけることをいとわず、原告の信者である芸
20 能人に対し、所属する芸能事務所を辞めさせ、仕事をキャンセルさせるような人物であるとの印象」（原判決 25 頁）を抱くとしても、そのような大川総裁の行動は、一般の読者には、清水の出家、あるいは自分（大川総裁）の息子との結婚という特定の場面ないし特定の対象者を前提として行われたものであると理解されるにとどまる。本件記事には、これを超えて、大川総裁が子の結婚のためには周囲の者に迷

惑をかけてもかまわないなどと信者を教化しているとか、被控訴人の信者である親子間においても同様の結婚ないし行為が一般的にされているなどと理解されるような記述は存在しない。また、自分の息子の結婚、あるいはその息子の配偶者となる者の仕事について親としてどのように考えているかということは、被控訴人の教義、儀式や行事の内容、あるいは信者の教化育成の手法・方針と密接に関連するものであるとは理解されない。

c 記載3は、大川総裁の教育方針に関する言動を報じるものであるが、仮に、記載3を読んだ一般の読者が「大川総裁が、特定の大学以外の大学は大学の名に値しないなどと学歴を極めて重視するとともに、1番を取ることにこだわり、子供に対してそのような教育方針をとっていたとの印象」（原判決26頁）を抱くとしても、そのような大川総裁の教育方針は、一般の読者には、大川総裁とその子らという特定の家族間において行われたものであると理解されるにとどまる。本件記事には、これを超えて、大川総裁がそのような教育方針をもって信者を教化しているとか、被控訴人の信者である親子間においても同様の教育方針が一般的に行われているなどと理解されるような記述は存在しない。また、自分の子女が進むべき大学について親としてどのように考えているかということは、被控訴人の教義、儀式や行事の内容、あるいは信者の教化育成の手法・方針と密接に関連するものであるとは理解されない。

(ウ) したがって、本件各記載を読んだ一般の読者は、本件各記載が、被控訴人の教義、儀式行事の内容、あるいは信者の教化育成の手法・方針、ないしこれらと密接に結びつく事項について、健全な社会通念に照らして問題があると指摘するものと理解することはなく、本件各記載によって被控訴人の社会的評価が低下するということとはできない。

(エ) 原判決は、宗教法人である被控訴人に対する社会的評価が低下したといえるかどうかについて、本件各記載の個別具体的な記述に従って判断することなく、「大川総裁の全人格に対する社会的評価は、原告の社会的評価に大きく影響する」（原判決24頁）として、大川総裁に対する社会的評価の低下は被控訴人に対する社会的評価の低下に等しいとしたが、これは、法的に別人格である被控訴人と大川総裁を同一視するものであって、誤りである。

イ 争点2（本件各記載の真実性・相当性）について

(ア) a 原判決は、記載1について、「被告宏洋が過去にしていた結婚は恋愛結婚であり、当該結婚につき大川総裁から強制されたということはなかったにもかかわらず、その後の清水という特定の相手との結婚については強制されたとの被告宏洋の供述は、不自然さを否認しない」（原判決27頁）とするが、大川総裁は、清水という特定の相手と控訴人宏洋とが結婚することが望ましいと考えたが故に、2017年（平成29年）頃に控訴人宏洋に対して当該結婚を強制したものであって、これよりはるかに前の時期における控訴人宏洋の過去の結婚歴に関する経緯を持ち出して、2017年に起きた事象に関する控訴人宏洋の供述の信用性に疑義を呈することは、誤りである。

b 原判決は、記載2について、清水の出家が決まった年月日、清水がレプロ社に契約終了を申し入れた年月日、清水が仕事をキャンセルするに至った年月日を認定し、「大川総裁からの連絡の翌日に清水が仕事を一方的にキャンセルしたこと」は事実と反するとする（原判決29頁参照）が、記載2については、大川総裁が控訴人宏洋に清水との結婚を強いた上、清水の出家が決まってからわずか2週間足らずという間のうちに清水が仕事をキャンセルしたという事実経緯が重要なものであって、「大川総裁からの連絡の翌日に清水が仕事を一方的にキャ

ンセルしたこと」という摘示事実の重要な部分は真実と認められるべきである。

5 c 原判決は、記載3について、「大川総裁は、被告宏洋が、早稲田大学の附属校である早稲田大学高等学院から『東大早慶』以外の大学である青山学院大学の附属校である青山学院高等部に転校することを認めており、また、咲也加はお茶の水女子大学に進学している」（原判決30頁）として、記載3が摘示する大川総裁の教育方針に整合しないとするが、実際に子らが大川総裁の教育方針に沿って進学するとは限らないこと、控訴人宏洋以外の兄弟姉妹が名門中高・東大早慶クラスの大学を卒業していること、他方、控訴人宏洋が大川総裁の意に沿わない進学をしたことで自宅内での自分の部屋を剥奪され、また、教団職員寮への引っ越しを強いられるという憂き目にあったことからすれば、大川総裁が、特定の大学以外の大学は大学の名に値しないなどと学歴を極めて重視するとともに、1番を取ることにこだわり、子に対してそのような教育方針をとっていた事実は、優に認められるというべきである。

10 (イ) 原判決は、控訴人宏洋の供述の信用性について、不自然であるとか、事実に整合しないなどとするが、控訴人宏洋においてあえて虚偽の供述をする必要性がなく、全体としてみればその供述内容に不自然な点がないことに照らせば、本件記事の各摘示事実については、いずれも真実であり、また、控訴人らにおいて少なくとも真実と信じるにつき相当の理由があったものと認められるべきである。原判決は、被控訴人が、原審において、事情を直接知る大川総裁に控訴人宏洋の供述が事実でない旨の証言あるいは陳述をさせず、適切な反証を放棄して自らに不利益な事実認定がされる危険を甘受したという経緯を、的確に考慮していない。

15 20 25
ウ 争点4（被控訴人の損害の有無及び損害額）について

仮に、本件において控訴人らが不法行為責任を負うとしても、前記ア及びイの各点を適切に考慮すれば、控訴人らに対して330万円という極めて高額な賠償を命じた原判決は変更されるべきである。

第3 当裁判所の判断

- 5 1 当裁判所も、被控訴人の控訴人らに対する損害賠償請求については、いずれも原審認容の限度で理由があるものと判断する。その理由は、次のとおり補正し、当審における控訴人らの補充主張に対する判断を付加するほか、原判決の「第3 当裁判所の判断」記載のとおりであるから、これを引用する。

(1) 原判決の補正

- 10 ア 21頁20行目の「12」を「甲12」に改める。
イ 22頁9行目の「から」の次に「当該結婚を」を加える。
ウ 22頁18行目の「そして、」を削る。
エ 23頁11行目の「同日」を「当該記者は、同日、被控訴人に対し」に、26行目の「出版される」を「本件雑誌に掲載される」にそれぞれ改める。
15 オ 24頁9行目の「判断すべき」を「行うべき」に改める。
カ 24頁13行目の「大川総裁は」から15行目の「弁論の全趣旨）」までを「証拠（甲2）及び弁論の全趣旨によれば、被控訴人は、多数の信者を擁する宗教団体に係る宗教法人であり、その関連法人においては中
20 学校・高等学校等の運営も行われ、政治団体である幸福実現党とも深い関係を有することなどから、その存在及び活動等は社会一般に広く知られており、また、そのような被控訴人の教祖である大川総裁は、被控訴人においてその教義を体現する絶対的な存在であり、信仰の対象であつて、社会一般においてもそのように認識されていることが認められる」
25 に、25頁1行目の「子供の」を「子についてその」に、8行目の「子供」を「子」に、11行目の「結婚」を「結婚観」に、12行目の「宗

教団体」を「宗教法人」に、13行目の「子供」を「子」にそれぞれ改める。

キ 25頁25行目の「行為」を「上記行為」に改める。

ク 26頁22行目の「子供」を「子」に、26行目の「グループ」を「関連法人」にそれぞれ改める。

ケ 27頁7行目の「供述」の次に「(乙5、控訴人宏洋本人)」を加え、14、15行目の「出家したのが被告宏洋との結婚が目的であった」を「出家をした目的が控訴人宏洋と結婚することにあつた」に改め、28頁5行目の「被告宏洋は」の次に「、本件記事に係る控訴人文藝春秋の記者による取材を受けた際に」を、13行目の「本件記事を」の次に「本件雑誌に」をそれぞれ加える。

コ 28頁18行目の「(4)」の次に「イ」を、25行目の「認められ、」の次に「大川総裁が」をそれぞれ加える。

サ 30頁4行目の「発表した」を「本件雑誌に掲載した」に改める。

シ 31頁18行目の「出版される」を「本件雑誌に掲載される」に改め、23行目の「であつて」の次に「、控訴人らは」を加える。

ス 31頁25行目の「、損害額及び謝罪広告の要否」を「及び損害額」に改める。

セ 31頁26行目冒頭から同行目末尾までを削り、32頁1行目の「有する宗教団体」を「擁する宗教団体に係る宗教法人」に、6行目の「対する慰謝料」を「係る損害額」にそれぞれ改める。

ソ 32頁9行目冒頭から13行目末尾までを次のように改める。

「6 まとめ

したがって、被控訴人の損害賠償請求は、控訴人らに対して330万円及びこれに対する訴状送達の日翌日（控訴人文藝春秋については令和2年3月18日から（ただし、控訴人宏洋との連帯の範囲は、同月2

5日から)、控訴人宏洋については同月25日)から各支払済みまで年5分の割合による遅延損害金の連帯支払を求める限度で理由があるものと認められる。」

(2) 当審における控訴人の補充主張について

5 ア 争点1 (本件各記載による被控訴人の社会的評価の低下の有無) について

10 (ア) 控訴人らは、前記第2の3(2)アのとおり、(a)宗教団体の名誉が侵害されたかどうかについては、主としてその教義、儀式や行事、信者の教化育成の手法・方針に対する非難によって宗教団体としての社会的評価が低下したか否かによって判断されるべきものであり、それ以外の事項に対する非難がされたことによる名誉侵害が成立するかどうかについては、それらの事項が当該宗教団体の教義、儀式や行事、信者の教化育成の手法・方針と密接に結びつくものかどうかを判断し、それらの事項に対する非難が当該宗教団体に対する非難と同視すべきものであり、当該宗教団体自体の社会的評価を低下させるものといえるかどうかによって判断されるべきであるとし、本件各記載については、いずれも、これら

15 を読んだ一般の読者において、本件各記載が被控訴人の教義、儀式行事の内容、あるいは信者の教化育成の手法・方針と密接に関連するものであると理解されるものではないなどとして、本件各記載によって被控訴人の社会的評価が低下するということとはできない旨、(b)原判決は、宗教法人である被控訴人に対する社会的評価が低下したといえるかどうかについて、本件各記載の個別具体的な記述に従って判断することなく、大川総裁に対する社会的評価の低下は被控訴人に対する社会的評価の低下に等しいとしたが、これは、法的に別人格である被控訴人と大川総裁とを同一視するものであって誤りである旨を主張する。

25 (イ) しかしながら、本件各記載は前記引用に係る原判決の「第2 事案の

概要等」の2（当審における補正部分を含む。以下「前提事実」という。）(3)のとおりいずれも被控訴人とは別人格である大川総裁の言動に係るものではあるが、被控訴人が多数の信者を擁する宗教団体に係る宗教法人であって、その存在及び活動等は社会一般に広く知られており、また、そのような被控訴人の教祖である大川総裁が被控訴人においてその教義を体現する絶対的な存在であり、信仰の対象であって、社会一般においてもそのように認識されていることが認められることからすれば、大川総裁の全人格に対する社会的評価は被控訴人の社会的評価に大きく影響するものと認めるのが相当であるところ、一般の読者の普通の注意と読み方とを基準として判断すれば、①記載1の摘示事実（前提事実(4)ア）については、一般の読者に対し、大川総裁が子についてその結婚に関する自由意思に反してでも特定の相手と結婚させようとしたとの印象を与えるものであって、大川総裁の社会的評価を低下させるものといふことができ、宗教が信者の結婚観に大きな影響を有するものであることからすると、大川総裁が子の結婚に対して上記のような考えを持っている人物であるとの印象を一般の読者に与えることは被控訴人の社会的評価をも低下させるものであると認められ、②記載2の摘示事実（前提事実(4)イ）については、一般の読者に対し、大川総裁が自分の息子と結婚させるために周囲の者に迷惑をかけることをいとわず、被控訴人の信者である芸能人に芸能事務所を辞めさせ、仕事をキャンセルさせるような人物であるとの印象を与えるものであって、大川総裁が息子と結婚させるためにその信者である芸能人に周囲の者に迷惑をかけるような上記行為をさせたということは被控訴人の社会的評価をも低下させるものであると認められ、③記載3の摘示事実（前提事実(4)ウ）については、一般の読者に対し、大川総裁が特定の大学以外の大学は大学の名に値しないなどと学歴を極めて重視するとともに、1番を取ることに

大川総裁が、学歴を極めて重視するとともに、1番を取ることにこだわり、子に対してそのような教育方針をとっていた事実は優に認められるというべきである旨、(b)控訴人宏洋においてあえて虚偽の供述をする必要性がなく、全体としてみればその供述内容に不自然な点がないことに照らせば、本件記事の各摘示事実については、いずれも真実であり、また、控訴人らにおいて少なくとも真実と信じるにつき相当の理由があったものと認められるべきである旨を主張する。

(イ) a しかしながら、まず、記載1については、(a)当該摘示事実が真実であるかどうかに関しては、控訴人宏洋の供述のほかにはこれを基礎付けるに足る証拠はないところ、控訴人宏洋が過去に恋愛結婚をしており、当該結婚につき大川総裁から強制されたということはなかったにもかかわらず、その後の清水との結婚を強制されたとの控訴人宏洋の供述については、不自然さを否認せず、また、後記bのとおり清水が出家した目的が控訴人宏洋との結婚をすることにあつたとは認められないことからすれば、控訴人宏洋が大川総裁に清水との結婚を強制されたということには疑義を持たざるを得ず、控訴人宏洋の供述を直ちに信用することはできないというべきであり、したがって、当該摘示事実が真実であると認めることはできないこと、(b)自ら事実を体験した控訴人宏洋については、当該摘示事実が真実であると信じるにつき相当の理由があつたとも認めることはできず、控訴人宏洋に対して取材を行った控訴人文藝春秋についても、控訴人宏洋の過去の結婚歴を容易に把握することができ、かつ、それに照らして、控訴人宏洋の発言内容の真実性について疑問を持ってしかるべきであつたといえるほか、控訴人宏洋が被控訴人との決別を宣言していたことからして、その発言内容の信用性については慎重に検討する必要があるというべきであり、また、本件雑誌の記者からの質問に対して被控訴人が真

5
実ではない旨回答していたことなどからすれば、大川総裁を含む被控
訴人関係者や清水に取材をするなど、更なる裏付け取材をすべきで
あったにもかかわらず、控訴人宏洋の発言のみに依拠して本件記事を
本件雑誌に掲載したものと認められるから、当該摘示事実が真実であ
ると信じるにつき相当の理由があったと認めることはできないこと
は、前記引用に係る原判決の「第3 当裁判所の判断」の3(1)(2
7頁5行目から28頁15行目まで。当審における補正部分を含
む。)において認定説示したとおりである。

10
b また、記載2については、(a)当該摘示事実が真実であるかどうか
に関しては、当該摘示事実のうち「大川総裁が控訴人宏洋と結婚させ
るために清水に芸能事務所を辞めるように連絡したことなど」及び
「清水が芸能事務所を辞め出家した背景には上記事実があったこと」
につき、控訴人宏洋の供述のほかにはこれを裏付けるに足る客観的な
証拠はないところ、清水がレプロ社を辞めることを申し入れ、被控訴
15
人に出家し、仕事をキャンセルするに至ったのは、前記引用に係る原
判決の「第3 当裁判所の判断」1(当審における補正部分を含む。
以下「認定事実」という。) (2)のとおり、清水の体調不良によるも
のであったと認められることからすると、控訴人宏洋の当該供述につ
いては、上記の事実経過と必ずしも整合しないことからして、直ちに
これを信用することはできないというべきであり、したがって、大川
20
総裁が控訴人宏洋と結婚させるために清水に連絡してレプロ社を辞め
ることを承諾させたものと認めることはできず、また、清水の出家が
決まってから清水がレプロ社に対して契約終了を申し入れて仕事を
キャンセルするに至るまでの上記経緯からすれば、当該摘示事実のう
ち「大川総裁からの連絡の翌日に清水が仕事を一方的にキャンセルし
たことなど」は事実と反するといえることからすると、当該摘示事実
25

5
10
15
20
が真実であると認めることはできないこと、(b)自ら事実を体験した
控訴人宏洋については、当該摘示事実が真実であると信じるにつき相
当の理由があったと認めることはできず、控訴人文藝春秋について
も、清水がレプロ社を辞めることを申し入れ、被控訴人に出家し、仕
事をキャンセルするに至った経過が認定事実(2)のとおりであったこと
については、その内容に照らして、被控訴人やレプロ社を取材する
ことにより、容易に知り得たものと認められ、また、被控訴人から大
川総裁が控訴人宏洋に対して清水との結婚を勧めたことは一度もな
く、清水においては結婚云々の話を全く耳にしておらず、清水が結婚
のために出家したという事実が一切ない旨の回答を受けたことや、控
訴人宏洋が被控訴人との決別を宣言しており、その発言内容には前記
a 及び後記 c のとおり客観的な事実と整合しない不自然な点があるこ
となどからすれば、記載 2 の内容についても、レプロ社に取材をする
など、更に事実関係の調査を尽くすべきであったにもかかわらず、控
訴人宏洋の発言のみに依拠して本件記事を本件雑誌に掲載したものと
認められるから、当該摘示事実が真実であると信じるにつき相当の理
由があったと認めることはできないことは、前記引用に係る原判決の
「第 3 当裁判所の判断」の 3 (2) (28 頁 16 行目から 30 頁 6 行
目まで。当審における補正部分を含む。) において認定説示したとお
りである。

25
c さらに、記載 3 については、(a)大川総裁が控訴人宏洋について早
稲田大学高等学院から「東大早慶」以外の大学である青山学院大学の
附属校である青山学院高等部に転校することを認め、また、咲也加が
お茶の水女子大学に進学していることからすると、大川総裁が「とに
かく東大法学部に現役合格せよ」、「東大早慶以外は大学ではない」
と述べ、そのような教育方針をとっていたとの摘示事実とは整合せ

ず、また、「何事も一番でなければ意味がない」との教育方針をとっていたとの摘示事実についても、大川総裁が、昭和63年に出版されたその著書における記載の内容に照らして、直ちに真実であると認めることはできず、したがって、当該摘示事実が真実であると認めることはできないこと、(b)自ら事実を体験した控訴人宏洋については、当該摘示事実が真実であると信じるにつき相当の理由があったとも認めることはできず、控訴人文藝春秋についても、本件記事自体に控訴人宏洋が「高校は早稲田大学高等学院に進学しましたが、一年で青山学院高等部に入学し直しました」と話したことを記載しており、控訴人宏洋や被控訴人関係者に対して弟や妹の学歴を取材すれば、咲也加がお茶の水女子大学に進学していたことなど、控訴人宏洋の供述した大川総裁の教育方針が真実であることに疑問を有すべき事実が容易に判明したはずであるところ、記載3の内容については、被控訴人関係者等に対する取材すら行っていないものと認められるから、当該摘示事実が真実であると信じるにつき相当の理由があったと認めることはできないことは、前記引用に係る原判決の「第3 当裁判所の判断」の3(3)(30頁7行目から31頁14行目まで)において認定説示したとおりである。

d 以上によれば、上記のとおり控訴人らが主張するところは、いずれも上記認定説示に照らして失当であり、採用することができない。

ウ 争点4(被控訴人の損害の有無及び損害額)について

控訴人らは、仮に、本件において控訴人らが不法行為責任を負うとしても、控訴人らに対し330万円という極めて高額な賠償を命じた原判決は変更されるべきである旨主張するが、本件記事の内容、多数の信者を擁する宗教団体に係る宗教法人であるという被控訴人の性格、本件雑誌が多数の出版部数を有する著名な週刊誌であること、本件見出しが掲載

5
10
された広告が全国紙に掲載され、電車の中吊り広告等も行われていること、その他本件に現れた一切の事情を総合すれば、本件記事の本件雑誌への掲載によって被控訴人が被った社会的評価の低下に係る損害額については、これを300万円と認めるのが相当であり、また、控訴人らの不法行為と相当因果関係のある弁護士費用については、これを30万円と認めるのが相当であることは、前記引用に係る原判決の「第3 当裁判所の判断」の5（31頁25行目から32頁8行目まで。当審における補正部分を含む。）における認定説示のとおりであって、控訴人らの上記主張は、上記認定説示を左右するものではなく、採用することができない。

エ その他、控訴人らが種々主張するところは、いずれも以上の認定判断を左右しないものと認める。


2 よって、原判決中、被控訴人の控訴人らに対する損害賠償請求に係る部分は相当であって、本件控訴はいずれも理由がないからこれを棄却することとし、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第22民事部

20
裁判長裁判官

相澤 悠 

25
裁判官

増田 吉則 

裁判官

富岡 貴美

